

## 仕 様 書

### 1 件名

平成29年度東京都観光ボランティア応募受付システム構築・運用業務等委託

### 2 履行場所

公益財団法人東京観光財団（以下「財団」という。）の指定する場所

### 3 履行期間

#### (1) 構築業務

契約締結日の翌日から平成29年9月22日（金）まで

#### (2) 運用業務

構築業務終了日から平成29年11月10日（金）まで

### 4 目的

東京都は、訪都外国人旅行者の観光を様々な場面で案内及びサポートする東京都観光ボランティア（以下「ボランティア」という。）を毎年度募集している。このボランティア募集の際に、ボランティア登録申込者（以下「申込者」という。）からの応募及び応募情報の集計作業等を、個人情報厳重に管理しながら効率的かつ正確に行い、財団に応募情報を納品することを目的とする。

### 5 委託内容

#### (1) システムの構築及び運用

申込者からの顔写真等の画像データやテキスト入力による個人情報を含む応募情報（以下「応募情報」という。）をオンラインで受け付け、それらのデータを CSV、エクセル等で必要な情報をダウンロードできるシステム（以下「システム」という。）を構築し、個人情報を厳重に管理しながら運用する業務。詳細は、「6 機能要件」の条件を満たしたシステムを構築すること。なお、ASP サービス等を利用することも可とする。

また、応募の前段階で必要となるボランティアの説明、募集概要、FAQ 等のページもあわせて作成すること。ページ作成に必要なイメージ画像は受託者が用意すること。

#### (2) 応募情報データの納品

上記「5 委託内容 (1)」で申し込まれた応募情報を集計し、データを財団へ納品すること。

## 6 機能要件

### (1) 入力項目

- ① 別紙1に記載する項目を申込者がオンラインで入力し、かつ申込者がPDF、JPEG等に加工した顔写真及び語学力を証明する書類のデータをオンラインでアップロードして申し込めること。外字については、S-JISの第1基準、第2基準は入力できるシステムとすること。なお、別紙1の入力項目は軽微な変更が生じる場合がある。
- ② 応募入力項目のうち、登録希望言語優先順位1位の語学スキルを証明するため以下のいずれかの入力を必須とする設定を行うこと。
  - ア) 検定や資格を取得している場合  
「検定・資格名」「級・点数等」の入力及び「証明書ファイル」の添付（優先順位1位のみ）
  - イ) 検定や資格を取得しておらず、海外滞在経験がある場合  
「場所」「滞在期間」「滞在理由」の入力（1セットのみ）
- ③ 写真が添付されていない、語学力の証明書が添付されていない等、入力に不備がある状況で応募しようとした場合は、エラーを表示し、応募ができないようにすること。また、顔写真については、以下の注意事項が守られるようなシステム又は案内表示になるよう工夫すること。
  - ア) 適切なデータサイズ（ボランティア身分証に使用するに耐えられる解像度）
  - イ) 申込者本人のみが写っている
  - ウ) 無背景、無帽で、正面を向き、頭部全体が写っている
- ④ 申し込みの際のEメールは宛先として正確なものが入力されるシステムとすること。
- ⑤ 平成30年3月31日時点で年齢が18歳未満の人はアラート表示して登録できないシステムとすること。
- ⑥ 入力の不備によらない応募に関するエラーが発生した際には、速やかに原因を究明し、適切に対処すること。

### (2) アクセス集中への対応

応募締切間際にアクセスが集中することが予想されるため、十分なシステム環境を整えるとともに、アクセス集中を極力回避できるように工夫すること。

### (3) 入力情報の出力

- ① 上記(1)で入力された応募情報をCSV、エクセル等でリスト出力及びデータダウンロードを行い、財団がそのデータを受託者から受け取って、情報管理を容易に出来るようにすること。
- ② データは「登録言語、語学能力(TOEIC等)、活動日、希望する活動」については、

必ず項目ごとに管理できるようにすること。

- ③ 顔写真と語学力の証明書の画像データは、予め分けて提出すること。
- ④ 応募期間中、受託者は財団の求めに応じて、応募リストを提出すること（週に1～2回程度の予定）。
- ⑤ 応募期間終了後、以下の項目集計表を提出すること。
  - ・ 応募者数総計
  - ・ 男女別応募者数
  - ・ 年代別応募者数
  - ・ 登録言語別応募者数（優先順位1位のみ）
  - ・ 登録言語別応募者数（優先順位1～3位の全てを合わせた応募数）
  - ・ 活動別応募者数（希望順位1位のみ）

#### （4） システム上のデータの消去

受託者が財団に応募情報を納品した後は、財団の許可を基に、システム上から全データを消去すること。

#### （5） ウィルス感染等防止対策

ウィルス感染や個人情報の漏えい等を防ぐ強固なセキュリティ環境を構築すること。

### 7 システム稼働環境

システムを稼働させるための要件を以下に記載する。

#### （1） 個人情報を取り扱う際のセキュリティ強化について

- ① 受託者自身がインフラサービスを提供できること。ただし、受託者自身がサーバのラック位置まで立ち入りができる状況であれば、事前に財団の承認を得た場合、サーバ専門業者への委託は妨げるものではない。
- ② サーバは仮想サーバを前提とし、必要に応じて受託者がラック位置まで立ち入りができるような状況下に設置すること。
- ③ システムの脆弱性診断を定期的に行うこと。
- ④ 応募情報のダウンロードに際しては、セキュリティルームで行うこと。

#### （2） ソフトウェア

上記以外のミドルウェア、リレーショナルデータベース管理システム、ウィルス対策ソフト等、初期のシステム導入に当たり必要なソフトウェアについては、受託事業者の負担において全て用意すること。

使用するソフトウェアについては、極力汎用的なものを使用すること。

上記の構成については、将来性、拡張性、移植性等を考慮し、契約履行期間の運用

に対応出来る仕様とすること。

また、将来において、拡張が必要になった場合に、別の業者においても対応が可能なものとする。

### (3) システム利用環境

#### ① サーバ利用環境

項目	要件
OS	Windows 系又は Linux 系
Web ブラウザ	Internet Explorer11 以上、Firefox, GoogleChrome、Safari は最新版とすること。
その他	基本的に Web ブラウザのみで利用出来ることとし、事前に特別なアプリケーションをインストールする必要がないこと。端末設定を、支障なく利用するための設定に変更する必要がある場合については、その設定変更により利用者端末のその他のシステムに悪影響を及ぼさないよう配慮されていること。

#### ② 閲覧者環境

項目	要件
OS	Windows7 以降、MacIOS8 以降、Android4 以降
Web ブラウザ	Internet Explorer11 以上

その他、一般的な閲覧環境で、支障なく閲覧できること。また、携帯電話やスマートフォンからの閲覧・応募にも対応すること。

#### ③ 取扱いデータ件数

申込者数	最大 2,000 名程度を想定 (応募期間は 2 週間～1 か月間程度)
同時ログイン数	最大 600 名程度
同時セッション数	200 以上

### (4) システムの運用

#### ① 運用要件

- ・「3 履行期間 (2)」の運用業務期間中は、1 日 24 時間の連続運用を前提とし、安定的に稼動すること。計画停止及び予定外の停止時間は、基準値を設定すること。
- ・耐障害性等を十分考慮すること。
- ・重要な機器については、停電の際等の予備電源、落雷時等の過電流保護対策等を十

分に考慮すること。

② 運用範囲

システム予防保守（メンテナンス、セキュリティパッチの適用等を含む。）、障害対応等は受託者が行うこと。

③ 運用管理体制

システムの契約期間を通じた運用管理体制図を示すこと。通常時及び障害時の連絡体制を記載すること。

④ データ管理

- ・原則、毎日定刻にデータのバックアップ作業を行い、障害が発生した場合は、少なくとも、前日データバックアップ時点までのデータを回復すること。なお、バックアップ形式運用については、別途、財団と協議すること。
- ・バックアップデータを適切に管理すること。

⑤ 構成管理

設備、回線、機器、ソフトウェア等物理的構成についてのシステム構成管理を行うことにより、利用者数の増減、アプリケーションの変更等の仕様環境変化に対応すること。

⑥ システム監視管理

- ・ネットワーク機器の稼働監視を行うこと。
- ・サーバの稼働監視及び負荷監視（CPU、ディスク等）、プロセス監視、ログ監視等を行うこと。

⑦ 保守管理

セキュリティパッチの適用を実施すること。ただし、緊急性の高いセキュリティパッチについては、財団と協議の上、迅速に適用を行うこと。

⑧ その他

ドメインは受託者決定後、財団と協議の上、決定する。ドメインの取得、管理、運営及び暗号化のための証明書の用意、管理についても受託者が契約金額の範囲内で行うこと。

(5) 関連事業者との連携

応募に関する申込者からの問い合わせは、原則、ボランティア事務局運営事業者（以下「事務局」という。）が担当する。事務局が本システムによる応募に関して確認等が必要となった場合は、受託者は適宜事務局と連携すること。

(6) その他

システム開発に当たっては、別紙2「個人情報に関する特記事項」及び別紙3「電子情報処理委託に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

また、財団と十分協議を行い、段階毎に財団の確認及び了承を得ること。

## 8 納入物件（以下「成果物」という。）

### (1) 画面設計書及び運用設計書

なお、媒体による納入を基本とし、ドキュメントによる納入の場合は、各5部とする。

### (2) 応募者数データ報告書

「6 (3) ⑤」に記載の項目に加え、応募日時の分布、応募機種の分布、アクセス日時の分布、ピーク時点の最大アクセス数等を含むものとする。

### (3) 「5 委託内容 (1)」に記載の、応募の前段階で必要となるボランティアの説明、募集概要等のページ制作に使用したテキスト及び写真データ

## 9 支払い

契約金額の範囲内において、受託者は上記「3 履行期間 (2)」終了時に履行内容及び執行確定額を財団に報告する。財団は履行内容及び執行確定額の確認後に、受託者からの請求に基づいて支払いを行う。

## 10 成果物に関する権利の帰属

### (1) 本委託においては、著作権の取扱いに十分注意すること。

### (2) 本委託に掛かる全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）は、財団に帰属するものとする。

### (3) 本委託において提供される成果物の映像、写真、図案、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）、その他資料等については、事前の受託者からの承諾なしに、別途財団及び東京都が発行する観光振興に係る印刷物等並びに財団及び東京都が行う観光振興に係る事業活動の中で使用することが出来る。

### (4) 本委託により得られる著作物の著作者人格権について、受託者は将来にわたり行使しないこと。

また、受託者は本製作に関与した者について著作権を主張させず、著作者人格権についても行使させないことを約するものとする。

### (5) 本委託において受託者は再委託先に対して全ての成果物の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条の権利を含む。）の譲渡を事前に受けるものとする。

また、再委託先が成果物の著作者人格権を行使しない旨を書面にて確認すること。

### (6) 本委託により得られる成果物に含む映像、写真、図案、原稿（翻訳済みの原稿を含む。）、その他資料等については、第三者が権利を有するものを使用する場合、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任は、

全て受託者が負うこと。

- (7) 上記(1)から(6)までの規定は、「11 その他(6)」により第三者に委託した場合においても適用する。受託者は、第三者との間で必要な調整を行い、第三者との間で発生した著作権その他知的財産権に関する手続や使用権料等の負担と責任を負うこと。
- (8) その他、著作権等に疑義が生じた場合は、別途財団と協議の上、決定するものとする。

## 11 その他

- (1) 本ウェブサイトの内容・制作・更新に関しては、事前に財団の承認を得ること。
- (2) 侵害時の対応は以下のとおりとする。
  - ① 緊急時対応体制の整備  
情報セキュリティに関する事故や情報資産に対する侵害が発生した場合は、別に定める緊急体制に従って対応すること。
  - ② 緊急時対応体制の見直し  
担当者の変更等、見直しが必要な要件が発生した場合は、緊急体制の見直しを行うこと。
- (3) 契約の履行について不明な点がある場合は、事前に財団と協議し、これを確定すること。
- (4) 本契約の履行に当たって自動車を利用し、又は利用させる場合は、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成12年東京都条例第215号）の規定に基づき、次の事項を遵守すること。
  - ① ディーゼル車規制に適合する自動車であること。
  - ② 自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号）の対策地域内で登録可能な自動車利用に努めること。
  - ③ 低公害・低燃費な自動車利用に努めること。  
なお、当該自動車の自動車検査証（車検証）、粒子状物質減少装置装着証明書等の提示又は写しの提出を求められた場合には、速やかに提示し、又は提出すること。
- (5) 事故等が発生した場合は、直ちに財団に連絡し、速やかにこれを処理すること。
- (6) 原則として第三者委託は認めないが、受託者が事前に財団の承認を得た場合、業務内容の一部を第三者に再委託することが出来る。
- (7) 本契約の内容及び履行に際して知り得た秘密（別紙2の「個人情報に関する特記事項」を含む。）は、契約期間はもとより、契約終了後も第三者に漏らしてはならない。
- (8) 財団が必要であると認めるときは、受託者と協議の上、本契約の内容を変更することが出来る。
- (9) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、財団と

別途協議の上、処理すること。

以上